

令和2年度 路上生活者対策連絡会議 次第

【開催日時】 令和2年12月11日（金） 14:30～15:30

【開催場所】 としま区民センター 6階 小ホール

1 開会

- (1) 会長あいさつ
- (2) 委員のご紹介

2 議事

(1) 報告事項

- ①路上生活者概数調査について
- ②合同パトロールについて
- ③自立支援センター実施事業及び東京都事業

(2) 情報交換

- ①事前の議題募集に基づく意見交換
- ②各団体における路上生活者対策の取り組みについて

【資料】

- 資料1 席次表
- 資料2 構成員名簿
- 資料3 令和2年度豊島区路上生活者対策連絡会議
- 資料4 自立支援センター実施事業及び東京都事業
- 資料5 豊島区路上生活者対策連絡会議設置要綱
- 資料6 令和3年度 豊島区 合同パトロールについて

令和2年度 豊島区路上生活者対策連絡会議 席次表 (としま区民センター 6階 小ホール)

		福祉総務課長	生活福祉課長	保健福祉部長		株式会社 パルコ
事務局		会長				
事務局	治安対策担当課長					株式会社 東武百貨店
	西部生活福祉課長					株式会社 池袋 ショッピング パーク
	生活衛生課長					東武鉄道 株式会社
	健康推進課長					西武鉄道 株式会社
	ごみ減量推進課長					東京地下鉄 株式会社
傍聴席	豊島清掃事務所長					巣鴨駅務 管区
傍聴席	土木管理課長					東京芸術 劇場
傍聴席	公園緑地課長					染井霊園
傍聴席						
		池袋 警察署	巣鴨 警察署	目白 警察署	豊島 消防署	池袋 消防署
						国土 交通省 万世橋 出張所
会場出入口						
ホワイエ						

豊島区路上生活者対策連絡会議 構成員名簿

(要綱順)

職	区分	役 職
会長	豊島区	豊島区 保健福祉部長
委員	警察・消防	警視庁 池袋警察署 生活安全課長
		同 巣鴨警察署 生活安全課長
		同 目白警察署 生活安全課長
		東京消防庁 豊島消防署 警防課長
		同 池袋消防署 警防課長
	池袋駅 鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 池袋駅長
		東京地下鉄株式会社 池袋駅務管区長
		西武鉄道株式会社 池袋駅管区長
		東武鉄道株式会社 池袋駅管区長
	池袋駅 商業施設	株式会社池袋ショッピングパーク 取締役
		株式会社そごう・西武 西武池袋本店 総務部長
		株式会社東武百貨店 池袋店 安全管理部長
		株式会社パルコ 池袋店 店次長
		株式会社ルミネ 池袋店 総務部長
	施設等管理者	国土交通省 東京国道事務所万世橋出張所 管理第三係長
		東京都建設局 第四建設事務所 管理課長
		東京都 雑司ヶ谷霊園管理事務所長
		同 染井霊園管理事務所長
		東京都交通局 巣鴨駅務管区長
		東京都歴史文化財団 東京芸術劇場 管理課長
	豊島区	豊島区 総務部治安対策担当課長
		同 保健福祉部福祉総務課長
		同 保健福祉部自立促進担当課長
		同 保健福祉部生活福祉課長
		同 保健福祉部西部生活福祉課長
		同 池袋保健所生活衛生課長
		同 池袋保健所健康推進課長
同 環境清掃部ごみ減量推進課長		
同 環境清掃部豊島清掃事務所長		
同 都市整備部土木管理課長		
同 都市整備部公園緑地課長		

令和2年度 豊島区路上生活者対策連絡会議

令和2年12月11日
保健福祉部生活福祉課

【特別区】令和2年1月 路上生活者概数調査 実施結果



豊島区は5番目
トップ新宿区の約1/2

※出典：路上生活者概数調査
※道路・公園・河川敷・駅舎を対象とする。（国管理河川は含まれていない）

【特別区】路上生活者数・増減数（前年同期比）

自治体名	令和2年1月	平成31年1月	増減数	自治体名	令和2年1月	平成31年1月	増減数
千代田区	32	23	9	渋谷区	71	62	9
中央区	28	40	▲12	中野区	9	9	0
港区	18	24	▲6	杉並区	9	6	3
新宿区	106	117	▲11	豊島区	48	36	12
文京区	5	9	▲4	北区	11	8	3
台東区	49	61	▲12	荒川区	0	1	▲1
墨田区	50	55	▲5	板橋区	4	7	▲3
江東区	30	31	▲1	練馬区	2	3	▲1
品川区	9	12	▲3	足立区	26	21	5
目黒区	3	3	0	葛飾区	13	12	1
大田区	16	22	▲6	江戸川区	12	23	▲11
世田谷区	6	9	▲3	合計	557	594	▲37

【特別区】路上生活者数の推移



【豊島区】路上生活者数の推移



※出典：路上生活者概数調査（1・8月）

【豊島区・都区共同】路上生活者の自立支援

	事業	内容	
豊島区独自	路上生活者対策連絡会議	毎年、区・警察・消防・鉄道事業者・百貨店・商業施設・公共施設・道路管理者等が委員となり、路上生活者に保護・更生の機会を提供し、清潔な環境づくりを推進するため、情報交換及び団体相互の調整をする	
	合同パトロール	毎月1回（第3火曜日）、池袋警察署、鉄道等の公共施設管理者及び豊島区が合同で池袋駅及びその周辺を巡回し、起居するホームレスに相談来所を呼びかけ	
	応急援護食料支給	東池袋分庁舎において、生活福祉課の開庁時間にクラッカー等を支給	
都区共同	巡回相談事業	自立支援センター	相談員が巡回して、路上生活者及びそのおそれのある者の状況を把握し、生活・健康・就労その他自立に関する面接相談を実施するアウトリーチ事業
	緊急一時保護事業		宿泊援護、相談、健康診断、健康回復の支援
	自立支援事業		住民登録、就労支援、借上げアパート等での地域生活移行支援
	地域生活継続支援事業		自立支援事業後、アパート等に居住した者が、地域生活の継続を目的に相談支援
	支援付地域生活移行事業		長期化・高齢化した路上生活者に対し、路上を脱却して安定した居宅生活を送れるよう支援する



【豊島区】合同パトロール

事業内容

- ◆定期的に池袋駅構内や周辺の公園・路上をパトロールし、路上生活者の生活・健康状態を把握
- ◆【警察署】防犯、地域の安全の確保
- ◆【施設管理者（鉄道事業者・公園緑地課）】公共施設の適正利用の確保のための注意喚起等
- ◆【福祉・健康部局】健康状態をチェックし、生活困窮者自立支援法や生活保護法に基づく福祉施策・相談窓口の紹介

参加団体

- ◆池袋警察署 生活安全課
- ◆東日本旅客鉄道株式会社（輪番制）
- ◆西武鉄道株式会社（輪番制）
- ◆東武鉄道株式会社（輪番制）
- ◆東京地下鉄株式会社（輪番制）
- ◆豊島区 公園緑地課・健康推進課・生活福祉課・西部生活福祉課

実施日時

毎月第3火曜日 午前10時00分から1時間程度

巡回箇所

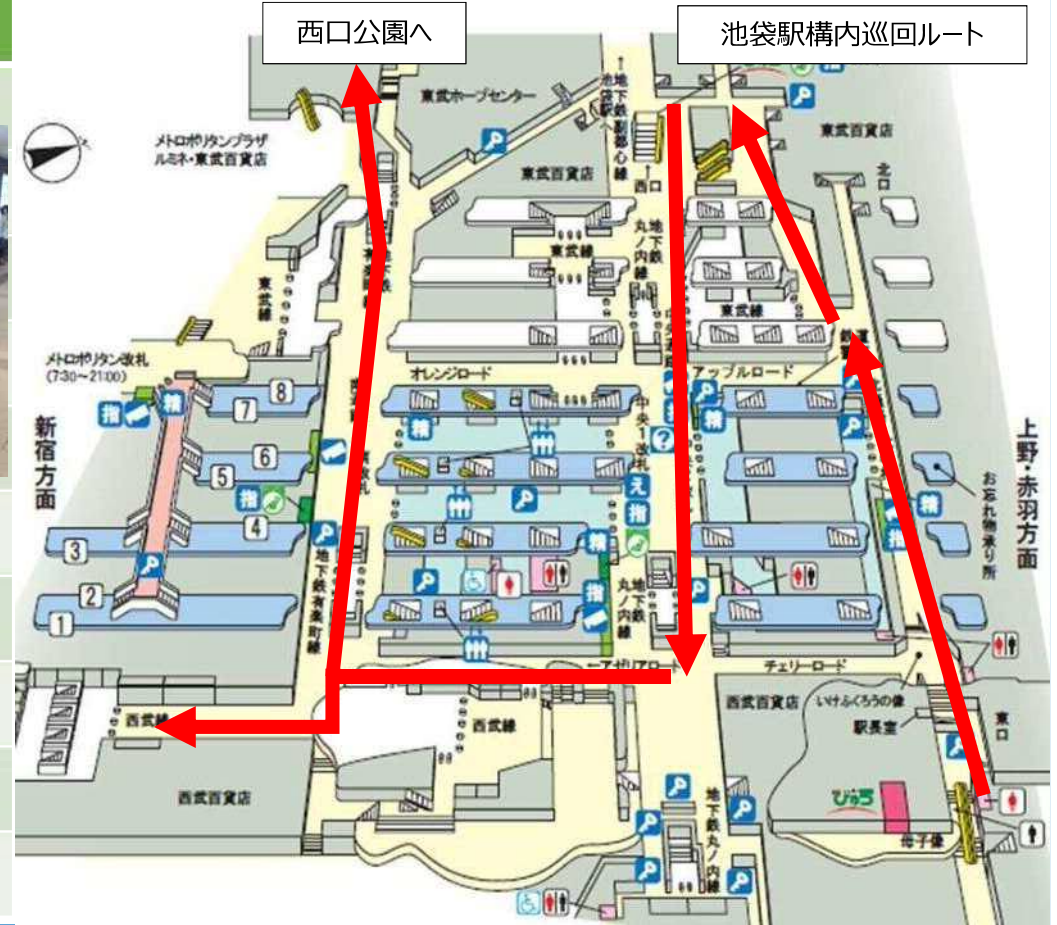
- ◆池袋駅構内
- ◆池袋西口公園
- ◆池袋駅前公園
- ◆明治通り



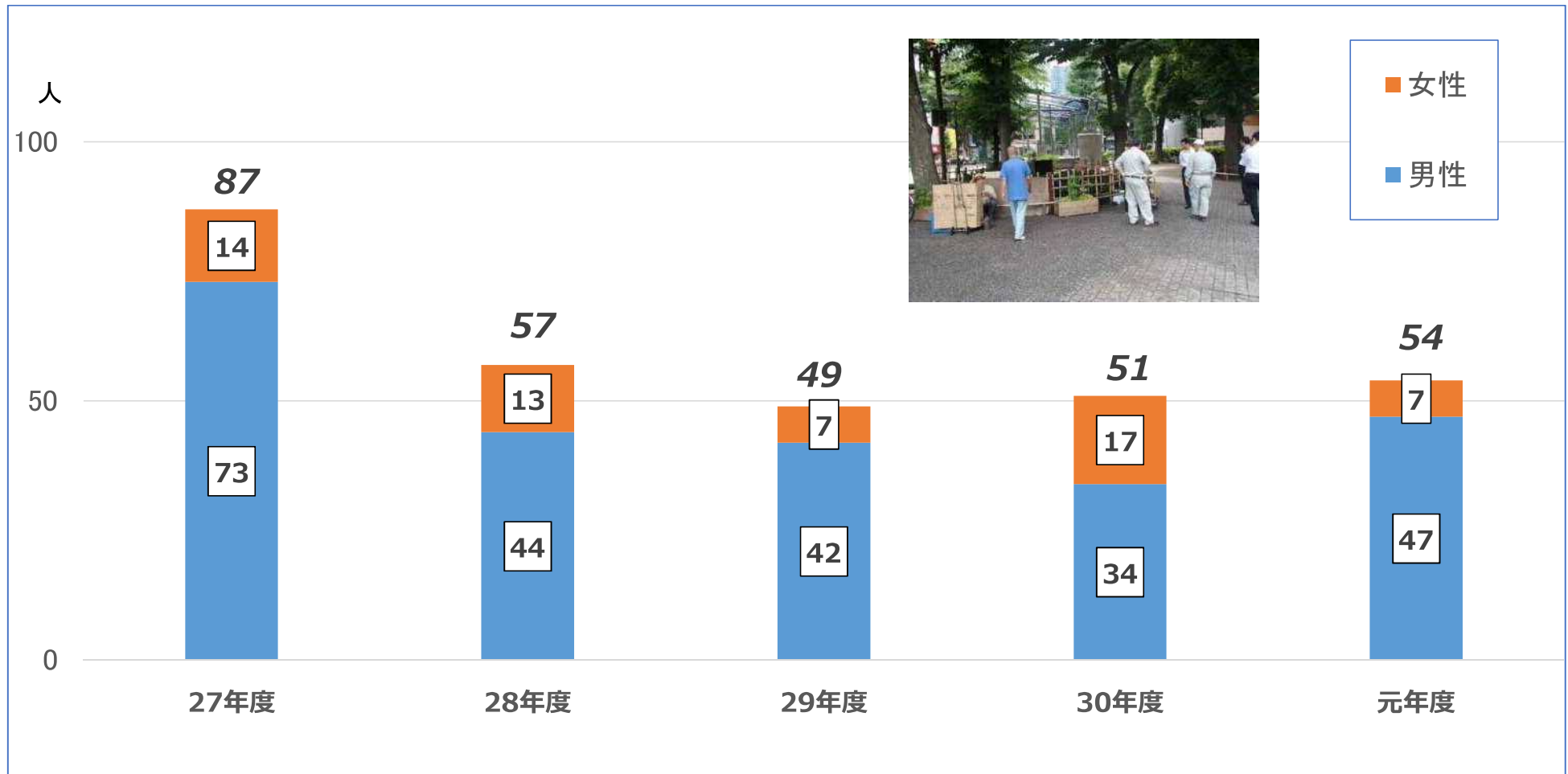
【豊島区】 合同パトロール 巡回箇所

主な巡回箇所

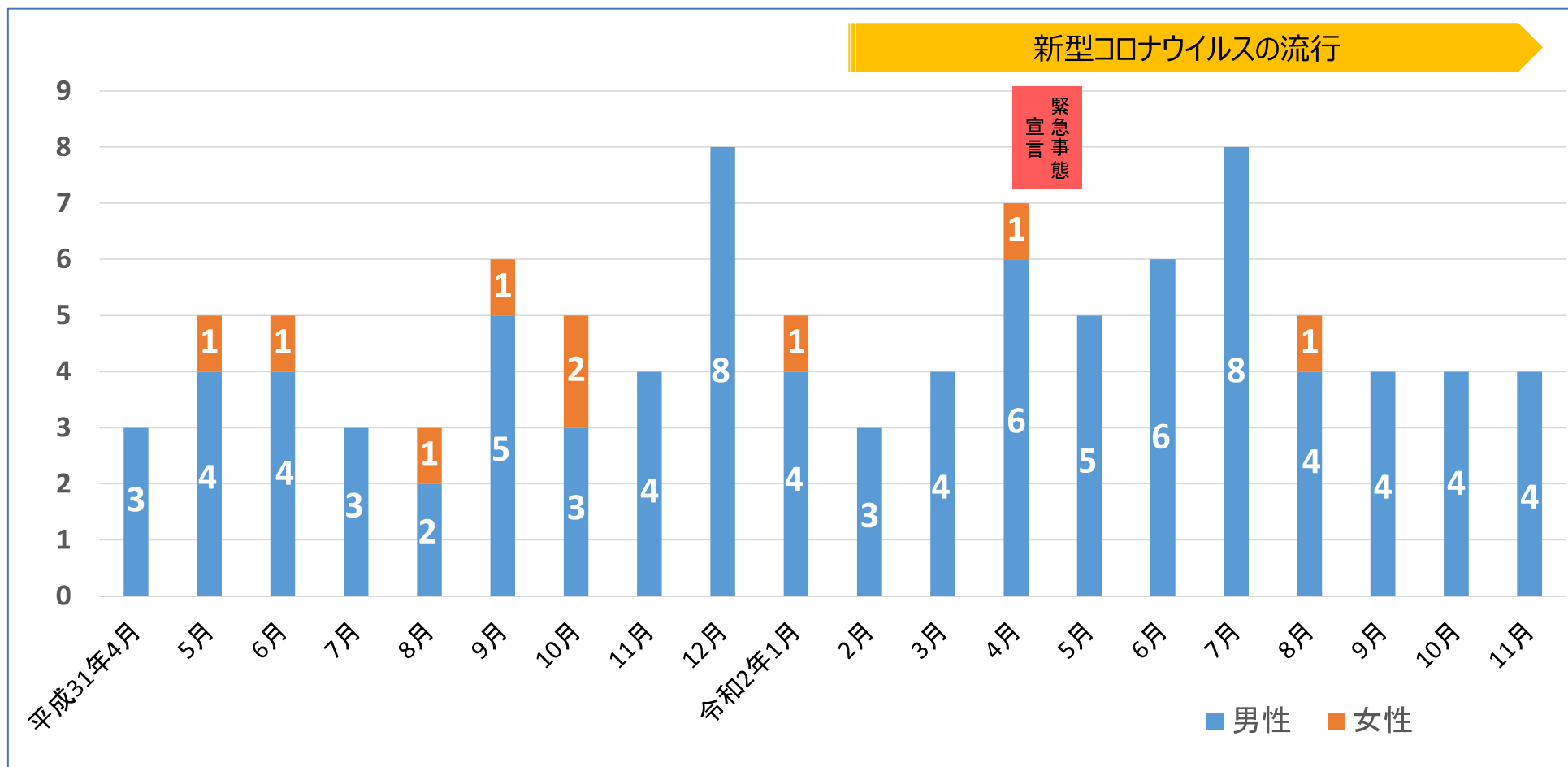
- ① JR池袋駅東口（集合）
- ② 北通路
- ③ 東武線改札前
- ④ 中央通路
- ⑤ アゼリアロード
- ⑥ 西武線改札前
- ⑦ 有楽町線改札前
- ⑧ 南通路
- ⑨ 池袋西口公園
- ⑩ JR池袋駅西口（解散）



【豊島区】 合同パトロール 対応者数の推移 (延べ人数)



【豊島区】合同パトロール 令和元年度以降の月別対応者数推移



2020.12.11 区民センター小ホール
豊島区路上生活者対策連絡会議

路上生活者対策連絡会議

【自立支援センター実施事業及び東京都事業】

自立支援センターについて

目的

特別区内の道路、公園、河川敷等で生活を余儀なくされている方や、こうした状態となるおそれのある方に対して、就労による自立と社会生活に向けた支援を行うために、特別区と東京都が共同で実施する事業。

設置

自立支援センターは、23区を5ブロックに分け、それぞれのブロックを構成する各区が5年ごとの順次交代制で設置する施設。

豊島区は第4ブロックに属し、構成区は豊島区、板橋区、杉並区、練馬区、中野区の5区である。

概要

名称：自立支援センター豊島寮、建物名称「ハイツ豊島」

住所：豊島区池袋1-16-32

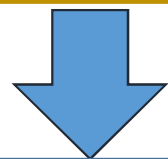
施設開設：平成28年3月23日（閉設：令和3年3月）

運営：特別区人事・厚生事務組合、運営委託先：社会福祉法人 東京援護協会

1. 巡回相談事業

概要

第4ブロック内の道路・公園・河川敷等で起居する方々の場所を相談員が巡回する事業です。1人ひとりの状況に応じて、生活、健康、就労及び路上生活からの脱却に向けた自立に対する面接相談を行います。また、必要に応じ生活保護制度の相談、各種福祉サービスの案内などを行う事業です。



【重点ポイント】

- 状況確認(安否確認)
- 面接相談(情報提供)
- 声かけ
(平成27年4月から1週間のペースで
看護師同行)



2. 緊急一時保護事業

概要

一時的な居場所の提供や健康回復、実情に応じた社会復帰を支援する事業です。

利用対象者は、特別区内に起居し、住居と仕事を失った方で、生活保護を受けずに就労自立を目指している方。施設は23区に5か所(ブロック別)にあり、所属するブロックの施設に入寮することになります。利用手続きは、各区担当窓口を利用の申し込みを行い、各区が承諾するときに利用できます。

期間は原則2週間(理由がある場合は2週間を限度として延長可)



【重点ポイント】

- 健康診断・健康チェック
⇒ 就労可能かを判断、心身状況のチェック
- 基礎アセスメント(分析)による方針決定
⇒ ・生活保護 ・自立支援事業移行 ・その他

3. 自立支援事業

概要

就労自立が可能と判断された方について、就労による自立、円滑な地域移行を支援する事業です。利用対象者は、原則として緊急一時保護事業でのアセスメントの結果、就労意欲があり、かつ心身の状況が就労に支障がないと認められた方。期間は緊急一時保護事業と併せて6か月です。



【重点ポイント】

○ 就労支援

⇒ ハローワーク登録、求職相談、履歴書作成支援 等

○ 生活支援

⇒ 生活全般に係る問題の相談

○ 法律相談

⇒ 借金問題等の相談

○ 住宅相談

⇒ アパート確保のための相談

【地域生活移行事業】

○ 自立支援住宅(借上アパート)での生活訓練

○ アパート契約支援



4. 地域生活継続事業

概要

自立退寮者のアフターケアを行う事業です。

自ら住宅を確保した後、地域での生活を継続し再び住居を失うことのないようにするため、定期的に生活・就労状況の把握、必要に応じて相談支援等のサポートを行います。利用期間は、原則として自立支援事業による支援終了後1年以内(必要に応じ一定の延長が認められる)です。



【重点ポイント】

○居宅訪問

(退寮後1か月を目安に訪問し、以後定期的に連絡を取り訪問を継続する。)

○豊島寮機関誌の発行

○同窓会(OB会)の開催

5. 支援付地域生活移行事業

概要

目的：路上生活者が長期化・高齢化した者について、巡回相談、居住支援及び見守りを行うことで、路上生活を脱し地域で生活できるよう支援すること。

期間：原則3か月とし、必要がある場合は6か月まで延長することができる。



【本事業のポイント】

- 路上生活が長期化し、高齢となった方が如何に居宅能力を復活させるか。また、生活に必要な生活用具を使うことができるよう日常生活訓練も重要。
⇒ 行政もサポートし対応することが求められる。
- 支援付住宅においての生活実態を把握し、地域生活に戻れるような環境を整えることが求められる。
- その上で、生活困窮者自立支援制度を所管する福祉総務課と生活保護制度を所管する生活福祉課・西部生活福祉課が連携し、引継ぎをスムーズに行うことが重要である。

6 (東京都) 緊急一時宿泊場所の提供

【概要】

緊急事態宣言によりインターネットカフェ等を利用している居住が不安定な方への一時居住先については、都において住居喪失者不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）における一時利用住宅の拡充に加え、ビジネスホテルなど緊急的な一時宿泊場所を提供。

(豊島区対応期間) 令和2年4月11日(土)～7月14日(火)

(対応人数) 105人

(成果) 87人住居確保 (18人:無断退所、音信不通、友人宅へ)

男女比	件数	割合
男性	86	81.9%
女性	19	18.1%
合計	105	100.0%

平均年齢	
男性	47.7
女性	38.9
全体	46.1

2020年7月22日(水)
ハートネットTV「新型コロナと“貧困”」



豊島区の自立支援の相談窓口

○ 出張相談チラシ

スーパーホテル西口店に宿泊している皆様へ

今後の生活相談について
【豊島区暮らし・しごと相談支援センター】

コロナウイルス感染症の第2波が懸念される中、徐々に経済活動も動いてきました。もうすぐ6月30日(7月1日午前10時チェックアウト)の利用期限が迫っているため、今後の生活について方針を固めていきたいと思っております。

必ず1回以上お会いしていただき、今後のことについて検討いただきたい、と思っておりますので、是非下記の相談会でお話をいたしたく、何卒お願い申し上げます。

【出張相談】日時:6月19日(金)13時～15時
場所:ホテルフロントそば(2階)
◎ 携帯電話をお持ちでない方はこの出張相談にて対応いたします。

相談窓口「暮らし・しごと相談支援センター」
住所:豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所4階西2
電話:03-4566-2453
※出張相談の日時だと都合が悪い方は、お電話及びご来庁お待ちしております。

仕事を紹介してほしい
住居がない
お金がもう限界だ。
求職活動がうまくいかない

豊島区路上生活者対策連絡会議設置要綱

平成21年9月19日
保健福祉部長決定

	制定	平成5年3月31日
改正	平成8年3月25日	平成9年3月28日
	平成10年3月6日	平成12年3月8日
	平成14年5月14日	平成16年4月1日
	全部改正	平成21年9月19日
改正	平成22年4月1日	平成23年9月1日
	平成25年4月1日	平成25年10月1日
	平成26年4月1日	平成27年10月1日
	平成28年10月31日	平成29年11月15日
	平成30年11月14日	令和元年11月14日
	令和2年1月9日	令和2年11月6日

(目的)

第1条 路上生活者に保護・更生の機会を提供し、明るく清潔な環境づくりを推進するため、情報の交換及び関連諸団体相互の調整を図ることを目的として、「豊島区路上生活者対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 各団体における路上生活者の実態の把握及び対策についての情報交換に関すること。
- (2) 合同パトロール（池袋駅構内とその周辺の公園を管理する責任団体等が合同で実施し、路上生活者に対し指導及び関係団体の紹介を行うこと）に関すること。
- (3) 路上生活者特別対策に関すること。
- (4) その他連絡会議が必要と認めたこと。

(構成)

第3条 連絡会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(会長)

第4条 連絡会議に会長を置き、保健福祉部長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 連絡会議は、必要に応じて会長が召集する。

(幹事)

第6条 連絡会議の円滑な運営を図るため、別表2に掲げる幹事を置く。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、保健福祉部生活福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年9月19日から施行する。

2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、保健福祉部長の決定区分とする。

3 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の豊島区路上生活者対策連絡会議設置要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の豊島区路上生活者対策連絡会議設置要綱の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月31日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月6日から施行する。

別表1 (第3条関係)

会長	豊島区 保健福祉部長
委員	警視庁 池袋警察署 生活安全課長
	同 巣鴨警察署 生活安全課長
	同 目白警察署 生活安全課長
	東京消防庁 豊島消防署 警防課長
	同 池袋消防署 警防課長
	東日本旅客鉄道株式会社 池袋駅長
	東京地下鉄株式会社 池袋駅務管区長
	西武鉄道株式会社 池袋駅管区長
	東武鉄道株式会社 池袋駅管区長
	株式会社池袋ショッピングパーク 取締役
	株式会社そごう・西武 西武池袋本店 総務部長
	株式会社東武百貨店 池袋店 安全管理部長
	株式会社パルコ 池袋店 店次長
	株式会社ルミネ 池袋店 総務部長
	国土交通省 東京国道事務所万世橋出張所 管理第三係長
	東京都建設局 第四建設事務所 管理課長
	東京都 雑司ヶ谷霊園管理事務所長
	同 染井霊園管理事務所長
	東京都交通局 巣鴨駅務管区長
	東京都歴史文化財団 東京芸術劇場 管理課長
	豊島区 総務部治安対策担当課長
	同 保健福祉部福祉総務課長
	同 保健福祉部自立促進担当課長
	同 保健福祉部生活福祉課長
	同 保健福祉部西部生活福祉課長
	同 池袋保健所生活衛生課長
	同 池袋保健所健康推進課長
	同 環境清掃部ごみ減量推進課長
	同 環境清掃部豊島清掃事務所長
	同 都市整備部土木管理課長
	同 都市整備部公園緑地課長

別表 2 (第 6 条関係)

幹事	警視庁 池袋警察署 生活安全課長
	東日本旅客鉄道株式会社 池袋駅長
	豊島区 保健福祉部生活福祉課長
	同 池袋保健所生活衛生課長
	同 池袋保健所健康推進課長
	同 都市整備部公園緑地課長

令和3年度 豊島区 合同パトロールについて

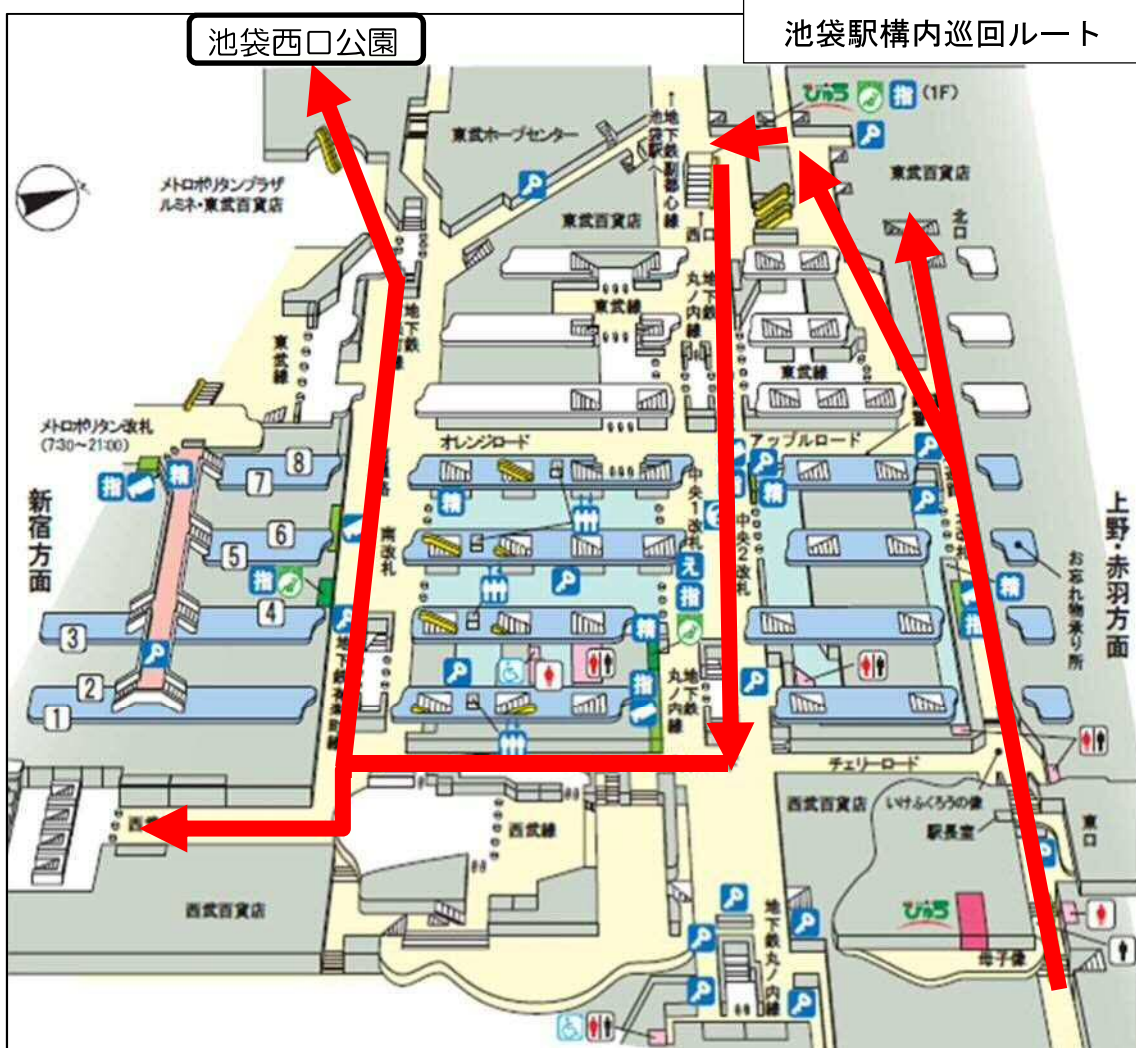
1 参加団体及び役割

路上生活者の自立支援	豊島区 保健福祉部 生活福祉課・西部生活福祉課	
公共施設の 適正利用	池袋駅	鉄道事業者※（東日本旅客鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社）
	公園	豊島区 都市整備部 公園緑地課
地域の安全確保	池袋警察署 生活安全課	
路上生活者の健康状態	池袋保健所 健康推進課（不定期）	

※鉄道事業者は、2事業者が輪番で参加。（詳細は、裏面のとおり）

2 巡回ルート（池袋駅構内及び池袋西口公園）

①	JR 池袋駅東口【集合】	⑥	西武線改札前
②	北通路	⑦	有楽町線改札前
③	東武線改札前	⑧	南通路
④	中央通路	⑨	池袋西口公園
⑤	アゼリアロード	⑩	JR 池袋駅西口【解散】



3 実施日時

実施日	毎月 第3火曜日
実施場所	午前10時00分～11時00分（予定） （集合時間：午前9時50分）
集合場所	JR池袋駅 東口 R・ベッカーズ前

日 程			参 加 団 体				
年	回	実 施 日	池袋駅管理		公園管理	自立支援	安全確保
令和3年度	1	4月20日（火）	J R	東武	豊島区 公園緑地課	豊島区 豊島区 西部生活福祉課 生活福祉課	池袋警察署 生活安全課
	2	5月18日（火）	メトロ	西武			
	3	6月15日（火）	J R	東武			
	4	7月20日（火）	メトロ	西武			
	5	8月17日（火）	J R	東武			
	6	9月21日（火）	メトロ	西武			
	7	10月19日（火）	J R	東武			
	8	11月16日（火）	メトロ	西武			
	9	12月21日（火）	J R	東武			
	10	1月18日（火）	メトロ	西武			
	11	2月15日（火）	J R	東武			
	12	3月15日（火）	メトロ	西武			

※ご欠席の場合は、事前に担当までご連絡をお願いいたします。

【お問合せ】

豊島区 保健福祉部 生活福祉課 援護グループ 担当 鈴木
TEL 03-3981-1292（直通）
FAX 03-3981-4849